

一般社団法人金沢市観光協会 定款

一般社団法人金沢市観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人金沢市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、金沢市を中心とする観光事業の健全な振興を図ることにより、金沢市の魅力を高め国内外の人々との交流を促進し、もって産業経済の発展と地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光の宣伝及び国内外からの観光客の誘致
- (2) 観光施設の整備拡充
- (3) 観光資源の保存及び利用並びに開発
- (4) 観光土産品の改良及び販売並びに紹介斡旋
- (5) 観光事業の調査研究並びに観光意識の普及向上
- (6) 他の観光関係機関及び団体との連携
- (7) 観光客の利便に関する事業
- (8) 旅行業法に基づく旅行業
- (9) その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくは団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を支援するため入会した個人又は法人若しくは団体
- (3) 特別会員 地方公共団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労があった者又は学識経験者で、理事長が推薦し、理

事会の承認を得た者

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 正会員は、毎年、次の金額の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人 1口金 1,000円とし、5口以上
 - (2) 法人又は団体 1口金 1,000円とし、10口以上
- 2 特別会員、賛助会員及び名誉会員は、会費を負担しないものとする。
 - 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しないものとする。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

（権利の喪失）

第11条 前3条に該当する者は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他この法人の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員又は監事から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法による議決権を行使することができる。

2 法人又は団体である正会員の代表にあつては、その法人又は団体の構成員若しくは他の正会員である代理人によって議決権の行使を委任することができる。

3 前2項の規定によって行使した議決権の数は出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち4名以内を副理事長とし、1名を専務理事とすることができる。
- 4 前2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。この場合において、正会員（団体又は法人にあっては、その役職員）以外から選任することを妨げない。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め指定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任免除)

第30条 この法人は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、また理事会が必要と認めるときは総会及び理事会に出席して意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定又は解職
- (4) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議によって利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会

の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第8章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時理事は、次に掲げる者とする。
深山 彬、浅田 裕久、濱田 厚史、山崎 章、安藤 精孝、石田 憲二、
八田 誠、鏑 一郎、加藤 敏彦、小井 浩樹、小出 進、馬場 康行、
庄田 正一、石屋 誠一、梅村 光男、坂本 巧、伊東 芳隆、山本 秀生、
島田 純一、黒野 友之、吉竹 泰雄、加藤 治樹、本多 政光、東田 隆一、
野中 雅志
- 3 この法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。
米田 満、越島 正喜

4 第2項の設立時理事のうち設立時理事長、設立時副理事長及び設立時専務理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事長 深山 彬
設立時副理事長 浅田 裕久、濱田 厚史
設立時専務理事 山崎 章

5 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 (略)
氏名 越島 正喜
2 住所 (略)
氏名 濱田 厚史
3 住所 (略)
氏名 山崎 章

附 則

1 変更後の定款は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

1 変更後の定款は、令和4年6月30日から施行する。